

平成27年小布施町議会7月会議会議録

議事日程(第1号)

平成27年7月13日(月)午前10時開会

開 会

諸般の報告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 審議期間の決定について

日程第 3 請願第3号 「平和安全保障法制整備法案」「国際平和支援法案」の廃案を求め
る意見書の提出に関する請願

本日の会議に付した事件

議事日程のほか

追加日程第 1 政策立案常任委員長報告

追加日程第 2 請願第3号 「平和安全保障法制整備法案」「国際平和支援法案」の廃案を
求める意見書の提出に関する請願

追加日程第 3 発委第4号 「平和安全保障法制整備法案」「国際平和支援法案」の廃案を
求める意見書の提出について

出席議員(14名)

1番	中村雅代君	2番	福島浩洋君
3番	富岡信男君	4番	小西和実君
5番	川上健一君	6番	山岸裕始君
7番	小林茂君	8番	小林一広君
9番	小淵晃君	10番	渡辺建次君
11番	関谷明生君	12番	関悦子君
13番	小林正子君	14番	大島孝司君

欠席議員(なし)

事務局職員出席者

議会事務局長 三 輪 茂 書 記 堀 内 信 子

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（大島孝司君） おはようございます。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

本日7月13日は休会の日ですが、議事の都合により特に平成27年小布施町議会を再開いたします。

本日の会議は、通年議会実施要綱第4条第2項により、7月会議と呼称いたします。

◎開議の宣告

○議長（大島孝司君） これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（大島孝司君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

請願の受理について報告いたします。

平成27年7月8日付で、小布施九条の会代表、桜井佐七君から、「平和安全保障法制整備法案」「国際平和支援法案」の廃案を求める意見書の提出に関する請願の提出がありました。

請願書は、お手元に配付いたしました印刷物のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

次に、6月会議で採択されました「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書及びTPPに関する国会決議の実現を求める意見書は、内閣総理大臣を初め、関係機関へ送付しましたのでご了承願います。

以上で諸般の報告を終わりにいたします。

◎議事日程の報告

○議長（大島孝司君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりでありますので、あらかじめご了承ください。

直ちに日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大島孝司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録に署名すべき議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

11番 関 谷 明 生 議員

12番 関 悦 子 議員

以上の2名を指名いたします。

◎審議期間の決定

○議長（大島孝司君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。7月会議の審議期間は、本日1日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大島孝司君） ご異議ないものと認めます。

よって、7月会議の審議期間は本日1日間と決定いたしました。

なお、審議期間中の審議予定につきましては、お手元に配付いたしました印刷物のとおりでありますので、あらかじめご了承ください。

◎請願第3号の上程、委員会付託

○議長（大島孝司君） 日程第3、請願第3号 「平和安全保障法制整備法案」「国際平和支援法案」の廃案を求める意見書の提出に関する請願についてを議題といたします。

事務局職員から請願の朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（大島孝司君） 以上で朗読が終わりました。

お諮りいたします。本請願は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、政策立案常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大島孝司君） ご異議ないものと認めます。

よって、請願第3号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、政策立案常任委員会へ付託することに決定いたしました。

直ちに請願第3号について政策立案常任委員会を開会し、審査をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前11時32分

○議長（大島孝司君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま政策立案常任委員長から、先ほど委員会に付託しました案件に係る委員会報告書及び発委第4号 「平和安全保障法制整備法案」「国際平和支援法案」の廃案を求める意見書が提出されましたので、ご報告いたします。

◎日程の追加

○議長（大島孝司君） お諮りいたします。お手元に配付いたしました追加日程表のとおり、政策立案常任委員長報告を日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大島孝司君） ご異議ないものと認めます。

よって、政策立案常任委員長報告を日程に追加いたします。

◎常任委員長報告（請願）

○議長（大島孝司君） 追加日程第1、政策立案常任委員長報告を行います。

政策立案常任委員会に付託されました追加日程第2、請願第3号について、政策立案常任委員長の審査報告を求めます。

小淵政策立案常任委員長。

〔政策立案常任委員長 小淵 晃君登壇〕

○政策立案常任委員長（小淵 晃君） 政策立案常任委員会審査報告。

政策立案常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

本日午前10時5分から議会議場において、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て、政策立案常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、7月会議で付託された請願第3号 「平和安全保障法制整備法案」「国際平和支援法案」の廃案を求める意見書の提出に関する請願についてであり、請願人に出席を求め、慎重に審査いたしました。

請願第3号についての主な質疑として、平和安全保障法制には10種類の法律があるがどこが問題なのか。自衛隊についてはどのような考えを持っているのか。国会議員に対して働きかけはしてきたのか。憲法学者の中には戦争抑止法案だという人がいるが、どう考えているのか。日米安保条約の位置づけはどう考えているのか。沖縄の首長の中には賛成する人がいるが、それについてはどう考えるのか。廃案でなく、慎重審議を求めることについての見解はどうか。世界の中での平和貢献についてはどう考えるのかなどの発言がありました。

慎重審査を期すために議員間討議を行い、討論を省略して採決の結果、請願第3号は挙手多数で採択すべきものと決定いたしました。

以上、政策立案常任委員長報告といたします。

平成27年7月13日、政策立案常任委員長、小淵 晃。

○議長（大島孝司君） 以上で政策立案常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（大島孝司君） これより質疑に入ります。

委員長報告に対し質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（大島孝司君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

請願第3号に対して賛成討論の通告がありましたので、発言を許可します。

13番、小林正子議員。

[13番 小林正子君登壇]

○13番（小林正子君） 請願第3号 「平和安全保障法制整備法案」「国際平和支援法案」の廃案を求める意見書の提出に関する請願に賛成の立場で討論を行います。

小布施町議会は一昨年12月会議において、集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書と、続いて昨年9月会議では集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める意見書を国会と政府に提出しております。

この意見書では、集団的自衛権行使等を容認する閣議決定を直ちに撤回することを求めるだけでなく、係る閣議決定に基づいた自衛隊法等の法改正を許されるものではないとし、集団的自衛権を行使するための関係法律の改正等を停止するよう求めています。

本請願にあります平和安全法制整備法案及び国際平和支援法案は、まさにさきに採択されている意見書で許されるものではないとし、停止するよう求めた、閣議決定に基づいた集団的自衛権行使を行使するための法改正そのものであります。小布施町議会の意見書を聞き入れずに突き進められていることに、怒りをもって抗議するものであります。

以下、安保法案と略させていただきます。

本請願は、小布施町議会のこうした一連の決議をしっかりと踏まえて許されない、停止すべきとした法案に対し、それが安保法案として国会に提出され、審議され、今また早期採決の動きの情勢を憂慮され、慎重審議ではなく廃案を求められているのは至極妥当であり、本議会で採択して国会と政府に提出してある意見書と整合しているということをまず指摘したい

と思います。

私は、本請願にある安保法案に関連して署名活動など、さまざまな場面で町民の皆さんとお話をしたり、またお話を聞かせていただいています。若いお母さんは、子供たちに平和な社会を渡したい、この子が成長するころに戦争になっていたら困ると署名をしてくれました。また、60代の男性は、孫が1歳になりました、とてもかわいいんです、その孫のためにも戦争にならないようにしてほしいと署名をしてくださっています。70代の方は、俺はふだんは自民党支持だけれども、小林さん、この戦争法案だけは絶対通してはいけないと思っている、頑張ってくれともおっしゃっております。

このように、憲法学者のほとんどが安保法案は憲法に違反していると意見陳述しているのを裏づけるように、町民は安保法案から戦争のにおいを敏感に感じ、危険と怖さを感じています。

多くの世論調査で政府は説明不足、説明が十分とは思わないが86%を超えています。安保法案推進を論調している読売や産経でも同様です。しかし、これは世論がどちらともいえないとかわからないとしているのではありません。世論は安保法案に反対が過半数を超えています。つまり、世論が感じている説明不足とは、政府与党が安保法案の真実を語っていない、いや、そればかりかアメリカの戦争に巻き込まれて殺し殺される、さらにはアメリカと肩を並べて戦争する国、70年前のようにみずから戦争を起こすことになることへの危険を、平和国家にかわりはないなどにごまかしていることへの指摘であります。

安倍首相は国会の審議でも質問をすりかえて私説を繰り返すばかりで、国民の疑問にまともな答弁をしていないと感じています。つまり、本請願は安保法案に戦争の危険を感じている町民の皆さんの思いとぴったり重なるものであります。

第3に、請願者の小布施九条の会は10年前、憲法9条を変える動きの強まり、憲法9条を守る草の根の運動で押し返し、とめようと小布施でも結成され、以後、憲法9条を守る運動を地道に熱心に粘り強く続けてこられていることは周知のとおりであります。

つい先日、6月13日には、映画「望郷の鐘」と清水まなぶさんのコンサートを開催され、北斎ホールほぼ満席の大きな感動と、戦争を二度と繰り返してはならないという強い気持ちを確かめさせてくれました。私も会員の1人ですが、皆さんのひたむきで真摯な姿にいつも頭が下がる思いであります。

その九条の会の皆さんが、憲法を守る正念場として初めて請願を提出してくださいました。提出された意見書案は安保法案の廃案を求めた上で、憲法9条を遵守することを要請してい

ることも大いに納得できます。

民主主義は、国民の願いや意見が常に政治に、行政に反映される制度であるべきであります。現実には選挙での1票のほか、国民が政治に直接関与する手段はなかなかありません。請願権は憲法が保障する基本的人権と民主主義の権利です。日本国憲法は平和主義、基本的人権、国民主権と民主主義を原則としていると言われてはいますが、私は地方自治も入れて4原則だと考えています。その観点から、地方議会での請願を最も重く政府は受けとめるべきと考えます。

これらの観点から、小布施九条の会から提出された本請願が、議員の皆さんと皆さんの総意として採択されることを願うものであります。

皆さんのご協力をよろしくお願い申し上げます。以上をもちまして本請願に対する賛成討論とさせていただきます。

○議長（大島孝司君） 以上で賛成討論を終結いたします。

〔「議長、緊急動議」の声あり〕

○議長（大島孝司君） 8番、小林一広議員。

○8番（小林一広君） このたびの廃案を求める意見書の提出に対しまして、非常に大切な案件だと思っております。もともと戦争には当然反対しております。

しかし、我々地方議員にとっては、これはまだ非常に難しい問題を含めております。ここでの採決は、非常に重要な私たちの立場を表明することになります。

よって、趣旨は採択させていただきます。それに当たり、慎重審議の意見を求めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大島孝司君） ただいま8番、小林一広議員から趣旨採択の動議が出されました。

動議に賛成する議員はいますか。

〔賛成者挙手〕

○議長（大島孝司君） 1名以上の賛成がありましたので、動議が成立いたしました。

お諮りいたします。小林一広議員の趣旨採択の動議に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○議長（大島孝司君） 挙手少数であります。6名でありました。

よって、小林一広議員の趣旨採択の動議は否決されました。

これより請願第3号について採決いたします。

本請願に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（大島孝司君） 挙手多数であります。

よって、請願第3号は採択することに決定いたしました。

◎発委第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大島孝司君） 追加日程第3、発委第4号 「平和安全保障法制整備法案」「国際平和支援法案」の廃案を求める意見書の提出についてを議題といたします。

政策立案常任委員長から提案理由の説明を求めます。

小淵政策立案常任委員長。

[政策立案常任委員長 小淵 晃君登壇]

○政策立案常任委員長（小淵 晃君） 発委第4号 「平和安全保障法制整備法案」「国際平和支援法案」の廃案を求める意見書の提出について。

上記議案を、小布施町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由。日本の平和と世界の平和の実現を願い、平和安全保障法制整備法案及び国際平和支援法案の廃案と憲法9条の遵守を求めるために意見書を提出するものであります。

意見書は別紙のとおりです。

○議長（大島孝司君） 以上で発委第4号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（大島孝司君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、発委第4号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより発委第4号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（大島孝司君） 挙手多数であります。

よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議長（大島孝司君） これをもって本会議の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。本議会は議事の都合により、あす7月14日から9月30日までの78日間を休会にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大島孝司君） ご異議ないものと認めます。

よって、あす7月14日から9月30日までの78日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（大島孝司君） これにて7月会議を閉じ、散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時53分